

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号に該当して解任された場合を除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

2 前項の規定による退職手当の支給は、当該役員の任期ごとに行う。

(退職手当の支払)

第3条 退職手当は、前条第1項に規定する者から請求があった日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第4条 退職手当の額は、その者の給料の月額に役員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 理事長 100分の30

(2) 副理事長 100分の10

2 前項の退職手当の額は、法人の業績及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとする。

(在職期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる在職期間に1箇月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第2条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位等については、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程（以下「職員退職手当支給規程」という。）第3条の規定を準用する。

(退職手当の支給制限、返納等)

第7条 役員退職手当の支給制限及び返納等の取扱いについては、職員退職手当支給規程第26条から第32条までの規定を準用する。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(実施規定)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(退職手当の特例)

2 第2条第1項前段及び第2項の規定にかかわらず、理事長が別に定める者には、この規程による退職手当は支給しない。

3 理事長は、第4条第1項により算出される退職手当の額とすることが適当でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項により算出される退職手当の額の範囲内で、別に退職手当の額を定めることができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。